

乍恐奉申上候口上覚（尾州様御用機場相勤めたく願い上げ候）

乍恐奉申上候

桐生新所立書

子三言印書

私に差付候書組頭致し勤め共  
老に在り候奉願上先を退致  
仕未間候事致し候

尾州様御用機場相勤め奉願上

ゆゑに大恩多蒙候事候に候

名目等々定む私高貴所候事

心算らる石機場相勤め奉願上

中候候事候上候事候家業

て候事候偏

御意此を以願ひ候事候

事候事候事候事候事候事候

事候事候事候事候事候事候

宣  
正月

【釈文】

乍恐奉申上候口上覚

桐生新町百姓甚兵衛悴

与三郎<sup>印</sup>

私父甚兵衛儀、兼而組頭役相勤罷在候所、

老年二相及候ニ付奉願上、先達而退役

仕、未間茂無御座、此度

尾州様御用機場相勤度奉願上

候之儀、何共恐多候儀奉存候、此段甚兵衛儀ハ

名目而已ニ而、実者私商賣躰之儀ニ

御座候間、右機場之儀何茂私相勤

申候儀ニ御座候、然上者渡世之家業ニも

可相成奉存候、偏ニ

御慈悲を以願之通被 仰付被下

置候様仕度奉存候、乍恐宜様御執計

被成下候者、難有仕合奉存候、以上

寅 正月

【読み下し文】

恐れ乍ら申し上げ奉り候口上(の)覚

桐生新町百姓甚兵衛忝

与三郎<sup>印</sup>

私父甚兵衛儀、兼て組頭役相勤め罷り在り候所、

老年に相及び候に付き願い上げ奉り、先達て退役

仕り、未だ間も御座なく、この度

尾州様御用機場相勤めたく願い上げ奉り

候の儀、何とも恐れ多き候儀(と)存じ奉り候、この段甚兵衛儀は

名目のみにて、実は私商賣(の)躰の儀に

御座候間、右機場の儀何(れ)も私相勤め

申し候儀に御座候、然る上は渡世の家業にも

相成るべく存じ奉り候、偏に

御慈悲を以って願いの通り仰せ付けられ下し

置かれ候様仕り度存じ奉り候、恐れ乍ら宜しき様御執り計らい

成し下され候へば、有り難き仕合せ(に)存じ奉り候、以上

寅 正月

## 【解説】

今回も桐生織物に関係する文書を読んでみましょう。前回の解説でお話ししたように、江戸時代の半ば頃、京都の西陣織物の技術が伝わったことを契機に、桐生織物の評判は高まり、江戸をはじめとした三都へと販路を広げていきました。桐生新町の市は、毎月三と七の付く日（毎月三日・七日・十三日・十七日・二十三日・二十七日の六日間に開かれる六斎市）でしたが、桐生（やその周辺）の機場で織られた織物はこの市へと集められました。市では買次商たちが目当てとする品を織元から買い取り、それらを三都をはじめとする呉服商へと売り捌くことで桐生織物が世に広まっていったわけですが、市には出さず（＝買次の手を介さず）に江戸などの店へ直接売り渡す方法を取る織元も現れました。このような販売方式を「国売り」といいます。

市に織物を並べて買次たちに買い取ってもらう場合は、多少売値は安くなったかもしれませんが、自分で遠く離れた江戸や京都などの店と交渉する手間や、またその商品を送り届けることは、買次と店の間の取り決めで行われます。一方、国売りでは、商品を扱ってくれる店への売り込みから、卸売価格の価格交渉、その店までの商品運搬

の責任も自らが負うこととなります。江戸へと送られる桐生織物は、

やえんだかし

足利の猿田河岸からの船荷でしたから、川の増水時には船の転覆による織物の損害といったリスクも、個人で負うこととなります。

それでも、自分の機場で作られた織物に自信のある織元には国売りを選ぶ者もいました。今回の古文書に姿を見せる新居甚兵衛は、桐生の織元で、最初に国売りを始めた人物と伝えられています。甚兵衛の父は与一兵衛（峯章）といいますが、この与一兵衛の二人の兄、藤右衛門と次兵衛は、桐生へと西陣織の高機導入を実現した人物であり、この新居家は、桐生における高機製織を最も早くから行っていた織元であることから、その製品の品質には一角ならぬ自信もあったのでしよう。

甚兵衛の才覚が窺い知れる話として、国売りをする反物の外巻紙を無地紙ではなく、摺り物の紙としたことが伝わっています。その摺り物の画こそが、今日私たちが、織物の技術を桐生に伝えた恩人としてお祀りする白瀧姫のお姿だったのですが、この白瀧姫伝承と御神影は、甚兵衛の求めに応じた館林藩の画家で文人の小寺応齋が、文化元年（一八〇四）七月にまとめ上げたものです。西陣と向こうを張って高級絹織物を売り込むにあたり、桐生織物の起源は奈良時代にま

で廻り、都の女官が下向して伝えたという由緒と、十二単衣をまとったそのお姿を多色摺りにした華やかな外巻紙で反物を包んで販売するこの方法は、またたく間に江戸の店で評判を呼びました。この古文書によれば、甚兵衛が尾張徳川家（尾州様）の御用機場を請け負うことになったのは寅（文化三年）の正月。この白瀧姫の摺り物に包まれた反物が国売りされてわずか二年あまりで、甚兵衛と桐生織物は、その名を知られる存在となっていたのです。

では、古文書の内容を確認していきましょう。半紙（全紙を横半分に切った料紙。半切紙とも）の袖の部分によれば、この文書の差し出し主は、甚兵衛の<sup>せがれ</sup>悻与三郎。甚兵衛の長子東市は、医者を本業としており、この当時は弟の与三郎が家業を継いでいました。宛て所は書かれていませんが、桐生新町の領主出羽松山藩の陣屋代官ということになります（後述参照）。

与三郎が言うには、

先ごろ父甚兵衛は、老齢を理由に組頭役を退役させてもらったばかりの所ですが、この度尾州様からの命を受け、御用機場を勤めることとなりました。老齢により町役人の勤めを退いて

おきながら、何とも恐れ多いことではありますが、織元としての甚兵衛は名目ばかりでして、その実は、私与三郎の商売ということで御用機場を務めさせていただきたく存じます。渡世の家業でもあることですし、なにとぞ御慈悲をもってお許しをいただき、御取計らいの程を頂戴できれば、有難き幸せでございます。

これは、出羽松山藩酒井家の支配地である桐生新町の機場の与三郎が、領主以外の他藩（尾張徳川家）の御用機場を請け負うこと認めてくれるよう、領主へと願い出たものですが、文を通して、先だつて老齢を理由に組頭の退役を認めてもらった父甚兵衛について、この度（の尾州様からのお申し付けには）甚兵衛の名が出ていますが、それは名目のみであること、すでに機場渡世は、息子である私与三郎の家業であることを重ねて訴えています。

宛て所が省略されていることから明らかなように、この文書自体、陣屋へと差し出された正文の控なのですが、この文書を作るための下書と、その正文と一緒に差し出されたもう一通の文書の下書が残されています。以下、それも紹介しましょう。







【釈文】

乍恐以書付奉願上候

御領分上州山田郡桐生新町百姓甚兵衛奉申上候、江戸高輪

臺町針屋官蔵与申者、私親類ニ御座候所、右官蔵儀、此度

尾州様御用御織物御請負申上候ニ付、右御用織物織方之儀

私方ニ而織立候様、官蔵方方申来候間、渡世ニも可相成儀ニ御座候

ハ、織立／

可申及挨拶候處、官蔵儀其段

尾州様御納戸御役所江申上候由ニ付、私儀

尾州様御用機場被 仰付候旨、官蔵方申来候、右御用之

品取扱候ニ付而者、御紋付高張御。挑灯御預ケ被下候ニ御座候、右之

次第ニ御座候ニ付、何卒右御用相勤候様仕度、乍恐奉願上候、

御慈悲を以願之通被 仰付被下置候者、私渡世之家業ニも

可相成与難有仕合奉存候、以上

寅正月

上州山田郡桐生新町

百姓 甚兵衛

煩ニ付代 悴与三郎

御郡方

御役所様

乍恐奉申上候口上覚

○半紙ニ相認差出候

桐生新町甚兵衛悴

与三郎

私父甚兵衛儀、兼而組頭役相勤罷在候所、老年ニ相及候ニ付、先達而奉願上退役仕、未間茂無御座、此度○あげて尾州様御用機場相勤度奉願上候儀、何共恐多儀ニ奉存候、此段甚兵衛儀者名目而已ニ而、実ハ私商賣ノ

躰之儀ニ御座候間、右機場之儀何も相勤候儀ニ御座候、然ル上ハ私家業之渡世ニも可相成ノ

奉存候、偏○あげて御慈悲を以願之通被 仰付被下置候様仕度奉存候、乍恐宜様ノ

御執計被成下候者、難有仕合奉存候、已上 寅正月

【読み下し文】

恐れ乍ら書付を以って願ひ上げ奉り候

御領分上州山田郡桐生新町百姓甚兵衛申し上げ奉り候、江戸高輪／  
臺町針屋官蔵と申す者、私親類に御座候所、右官蔵（が）儀、この度／  
尾州様御用御織物御請負申し上げ候に付き、右御用織物織方の儀、／  
私方にて織り立て候様、官蔵方より申し来たり候間、渡世にも相成る  
べき儀に御座候は、織り立て／申すべく挨拶に及び候處、官蔵儀そ  
の段／

尾州様御納戸御役所へ申し上げ候由に付き、私儀／

尾州様御用機場仰せ付けられ候旨、官蔵より申し来たり候、右御用の  
／品取扱ひ候に付きては、御紋付高張御。挑灯御預け下され候に御座候、  
右の／次第に御座候に付き、何卒右御用相勤め候様仕り度、恐れ乍ら  
願ひ上げ奉り候、／

御慈悲を以って願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候は、私渡世の  
家業にも／相成るべきと有難き仕合せに存じ奉り候、以上

寅 正月

上州山田郡桐生新町

百姓

甚兵衛

頼いに付き代 悴 与三郎

御郡方

御役所様

恐れ乍ら申し上げ奉り候口上(の)覚 ○半紙に相認め差し出し候

桐生新町甚兵衛忝

与三郎

私父甚兵衛(が)儀、兼て組頭役相勤め罷り在り候所、老年に相及び候に付き、先達て／願い上げ奉り退役仕り、未だ間も御座なく、この度

○あげて 尾州様御用機場相勤め／たく願い上げ奉り候儀、何とも恐れ多

き儀に存じ奉り候、この段甚兵衛儀は名目のみにて、実は私商賣／躰の儀に御座候間、右機場の儀何(れ)も相勤め候儀に御座候、然る上は私家業の渡世にも相成るべく／存じ奉り候、偏(に)○あげて 御慈悲を以つて願いの通り仰せ付けられ下し置かれ候様仕りたく存じ奉り候、恐れ乍ら宜しき様／御執り計らい成し下され候へば、有り難き仕合

せ(に)存じ奉り候、已上 寅正月

## 【解説】

少し目を凝らして、この文書の向かって右端を見てください。卦算<sup>けさん</sup>（ガラス板）の置かれた部分の裏面に、何やら文字が書かれていることが確認できます。大抵の場合、古文書は、文字が書かれた面を内側にして左端から巻き込む形に折り、最後に右端の裏側が一番上になるように畳まれています。

作成して間もなくであれば、その文書に何が書かれているかを思い出すのは、さほど苦もないことでしょうが、保管してそれなりの時間が経過してしまうと果たしてどうでしょう。後日、その文書を取り出す必要があった時、これじゃない、これでもない・・・と一通々々開くのは大変です。そこで、古文書を作成した人は、その文面の備忘として折りたたんだ文書の一番上の面（右端の裏面）に、内容を簡単に書き記します。この備忘のことを古文書用語では「端裏書<sup>はじうらがき</sup>」といいます。この文書の端裏書には「御領主様差上候願書下書 并 小林猪三郎殿江差出候口上書下書」と記されていて、傍線で区切られた文書の前半部分が、出羽松山藩主酒井家の江戸藩邸に置かれていた御郡方（＝郡役所）へと願い出た文書の下書で、後半部分はその御郡方に詰めていた桐生陣屋代官の小林猪三郎へと差し出された口上（与三郎

名で出された今回の古文書）の下書であることがわかります。

後半部分の表題下には、「○半紙に相認め差し出し候」とあり、控の料紙形態とも一致します。字句に多少の異同はありますが、内容的に異なる点はありません。控では「尾州様」「御慈悲」の二語を行頭にへんしやうにして敬意を表する「平出」とするため、そこで改行されていますが、下書では、直前の一字分を「闕字」としてけつじいます。その部分には「○あげて」と傍書がありますが、これは書式の上で、闕字よりもさらに敬意を表す平出とするよう、与三郎の下書に目を通した父甚兵衛が、書き加えたものと思われれます。

傍線で区切られた前半部分をみると、甚兵衛・与三郎父子が尾張徳川家の御用機場を請け負うことになった経緯が記されています。それによれば、甚兵衛の親類筋にあたる江戸高輪台町の針屋官蔵が、尾州様の御用織物を請け負い、その織り立てを自分の所に頼み込んできたこと。自分は機場を渡世の家業として引継ぎ受け、挨拶申し上げたところ、官蔵が尾州様の御納戸役所（衣服や調度品の出納を掌る役所）へとその旨を申し上げたら、尾州様から御用機場を務めるようにとのお言葉があり、尾張徳川家の家紋の入った高張提灯



をお預かりすることになったのです。

甚兵衛の親類とされる針屋官蔵については、詳しく記された史料もなく詳細は不明ですが、諸藩の江戸屋敷などから御用品を請け負ってそれを調達することを渡世とした商人であったと考えられます。これまでも桐生織物を商う中で、買次の手を経ない分安価でありながら、品質も上等な甚兵衛の国売りの反物を知り、これを尾張徳川家へと売り込むことを考えたのかもしれない。

因みに、与三郎による、尾州様御用機場請負の願い出は、領主に認められたようで、文化三年寅正月二十五日付で、甚兵衛・与三郎連名で、針屋官蔵に御用機場証文が渡されました。そこでは、糸・機織職人を吟味し、丹精込めて織ること、織り上げた反物は桐生の相場（国売り価格）でお渡しすることからはじまり、お預かりした高張提灯の取扱いにいたるまで、こと細かな約束事が記されています。